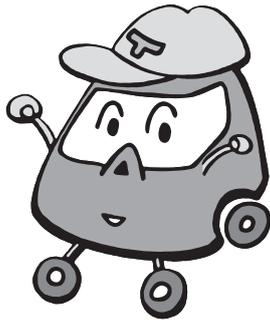


兵ト協ニュース

2014. 6 No. **335**
.....



安富町あじさい公園（姫路市）



もくじ

○ 行政からのお知らせ	
(国土交通省) ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施について	1
「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて.....	5
大型自動車のホイール・ボルト折損による 車輪の脱落事故防止の再徹底について.....	9
道路の老朽化対策に向けた 大型車両の通行の適正化について(協力要請).....	10
異常気象時における道路の事前通行止区間の周知について(依頼)	11
(環境省) 平成26年度「環境の日」及び「環境月間」行事实施要領	12
(全ト協)「健康起因事故防止マニュアル」の発行について.....	15
○ 自動車事故対策機構からのお知らせ	
適性診断貸出機器の利用案内について.....	16
○ 事務局からのお知らせ	
優秀運転者顕章候補者の推薦について.....	17
トラック運転者等の「睡眠時無呼吸症候群」スクリーニング検査助成制度の 指定検査・医療機関が追加されました。	18
理事会だより	18
委員会だより	19
○ 陸災防のページ	
はい作業主任者技能講習会のお知らせ.....	20
○ 会員だより.....	25
○ 協会日誌.....	27



行政からのお知らせ



国土交通省

国土交通省自動車局長

ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施について

我が国の大気環境については、近年環境基準の達成状況に改善傾向がみられるものの、二酸化窒素 (NO₂) 及び浮遊粒子状物質 (SPM) の環境基準が達成されていない地域が依然として残っている状況にあります。

このような状況のもと、平成23年3月25日に、自動車NO_x・PM法に基づく新たな総量削減基本方針（平成32年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保等）が、閣議決定されたところであります。

特に、大気汚染への影響度が大きいディーゼル車については、ポスト新長期規制が適用される等、逐次にわたる新車対策が実施されてきておりますが、引き続き環境基準の早期達成とその維持に向けて、使用過程車を含めたディーゼル車の排出ガス対策の推進が求められております。

また、重油を軽油に混和する等により製造されるいわゆる不正軽油を自動車用燃料として使用することによる、黒煙等の有害物質の増加が懸念されております。さらに、不正軽油は、排出ガス浄化に係る構造装置が高度化しているディーゼル車に大きな悪影響を及ぼすことから、自動車の本来の性能を確保する観点からも、不正軽油の使用防止が強く求められております。

さらには、平成15年規制以降の排出ガス規制に適合するため、DPF（黒煙除去フィルタ）など後処理装置を搭載した使用過程のディーゼルトラック等について、低速走行の割合が多くなった場合や自動車の取扱説明書の通り手動再生を実施しない場合等において、PM（粒子状物質）がDPFにたまり、PMを除去するためのアイドル時間が長くなる、あるいは、エンジンが停止する等の事例が報告されており、本システムを搭載した車両を適切に使用することが重要になります。

一方、自動車の地球温暖化対策の推進も重要であり、自動車単体の燃費性能を向上させることに加えて、駐停車時のアイドルストップ、急発進や急加速の防止、交通の状況に応じた安全な定速走行といった、いわゆるエコドライブを普及していくことが不可欠であります。

このような状況を鑑み、国土交通省としては、平成26年度においても、自動車関係諸団体等と協力して、使用過程ディーゼル車が排出する大気汚染物質等の低減の諸活動に取り組むこととした。

ディーゼルクリーン・キャンペーン実施要領

平成26年4月
国土交通省自動車局

第1 目 的

我が国の大気環境については、近年環境基準の達成状況に改善傾向がみられるものの、二酸化窒素(NO₂)及び浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準が達成されていない地域が依然として残っている状況にある。

このような状況のもと、平成23年3月25日に、自動車NO_x・PM法に基づく新たな総量削減基本方針(平成32年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保等)が、閣議決定された。

特に、大気汚染への影響度が大きいディーゼル車については、ポスト新長期規制が適用される等、逐次にわたる新車対策が実施されてきているが、引き続き環境基準の早期達成とその維持に向けて、使用過程車を含めたディーゼル車の排出ガス対策の推進が求められている。

また、重油を軽油に混和する等により製造されるいわゆる不正軽油を自動車用燃料として使用することによる、黒煙等の有害物質の増加が懸念されている。さらに、不正軽油は、排出ガス浄化に係る構造装置が高度化しているディーゼル車に大きな悪影響を及ぼすことから、自動車の本来の性能を確保する観点からも、不正軽油の使用防止が強く求められている。

さらには、平成15年規制以降の排出ガス規制に適合するため、DPF(黒煙除去フィルタ)など後処理装置を搭載した使用過程のディーゼルトラック等について、低速走行の割合が多くなった場合や自動車の取扱説明書通りに手動再生を実施しない場合等において、PM(粒子状物質)がDPFにたまり、PMを除去するためのアイドル時間が長くなる、あるいは、エンジンが停止する等の事例が報告されており、本システムを搭載した車両を適切に使用することが重要である。

一方、自動車の地球温暖化対策の推進も重要であり、自動車単体の燃費性能を向上させることに加えて、駐停車時のアイドルストップ、急発進や急加速の防止、交通の状況に応じた安全な定速走行といった、いわゆるエコドライブを普及していくことが不可欠である。

このような状況を鑑み、使用過程ディーゼル車が排出する大気汚染物質等の低減に取り組むため、自動車関係諸団体等の協力のもと、「ディーゼルクリーン・キャンペーン」を全国的に展開する。

第2 重点実施期間

1. 「不正改造車排除強化月間」(平成26年6月1日(日)から6月30日(月)までの1か月間)
2. 「自動車点検整備推進運動強化月間(秋季実施予定)」(平成26年10月1日(水)から10月31日(金)までの1か月間)

第3 実施機関

国土交通省が実施主体となり、自動車検査独立行政法人に本キャンペーンへの支援を求め、次の関係団体の協力を得て本キャンペーンを推進する。

[協賛団体]

一般社団法人	日本自動車工業会	公益社団法人	全日本トラック協会
公益社団法人	日本バス協会	一般社団法人	日本自動車整備振興会連合会
全国ディーゼルポンプ振興会連合会	一般社団法人	日本自動車販売協会連合会	

第4 実施事項

本キャンペーン重点実施期間の実施にあたっては、同時期に実施される「不正改造車排除強化月間」及び「自動車点検整備推進運動強化月間（秋季実施予定）」の主旨と整合性をとりながら連携して実施する。

1. 「不正改造車排除強化月間」中は、不正改造車の排除の観点から、燃料噴射ポンプの封印の取り外し、不正軽油の使用等による黒煙の悪化車両を排除させること等を重点とし、以下の事項とする。
 - (1) ポスター掲出、チラシの配布
各実施機関は、キャンペーンの期間中、ポスターを掲出及びチラシの配布を行う。
 - (2) 街頭検査の実施
 - ① 警察等関係機関の協力を得ながら、黒煙（黒煙測定器による検査。以下同じ。）及び燃料（配備された硫黄分濃度測定器による検査。以下同じ。）を重点項目とした街頭検査を全国的に実施する。
特に、黒煙測定をした結果、基準値を超える自動車については、燃料噴射ポンプの封印チェック等を行う。
 - ② 地方整備局、都道府県税務担当部局と連携した街頭検査を実施するよう努める。
 - (3) 通報制度を活用した自動車の利用者等の指導
運輸支局（沖縄総合事務局においては陸運事務所。以下同じ。）に迷惑黒煙相談窓口（黒煙110番）を設置し、通報を受けた自動車ユーザーに対し、ハガキを送付することにより自主点検等の指導をする。
 - (4) 整備事業者による入庫車の点検
入庫したディーゼル車の使用者に点検指導を行うとともに燃料噴射ポンプの封印チェック等を重点的に行う。
 - (5) 運転者に対する指導
バス事業者及び貨物運送事業者は、運転者に対して急発進、急加速等を避けた無理のない運転方法について指導する。
 - (6) 会報等による広報
各実施機関は会報、機関誌等により会員等に「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の実施について周知する。
 - (7) DPF等の正しい使用方法のチラシの配布

国土交通省は、キャンペーン期間中、街頭検査等の機会をとらえ、「DPF など後処理装置付き車の正しい使用のお願い」のチラシを配布し、周知を図る。

2. 「自動車点検整備推進運動強化月間（秋季実施予定）」中は、自動車の点検整備の推進の観点から、自動車使用者等に適切な点検・整備等の必要性の説明及び指導を行うことを重点とし、以下の事項とする。
 - (1) ポスター及びチラシの掲出等
各実施機関は、キャンペーンの期間中、ポスターを掲出及びチラシの配布を行う。
 - (2) 街頭検査の実施
 - ① 警察等関係機関の協力を得ながら、黒煙及び燃料を重点項目とした街頭検査を全国的に実施する。
特に、点検・整備の重要性及び不正軽油が及ぼす安全・環境上懸念される問題等について説明するなどし、指導を行う。
 - ② 地方整備局、都道府県税務担当部局と連携した街頭検査を実施するよう努める。
 - (3) 運送事業者による自主点検等
バス事業者及び貨物運送事業者の整備管理者は、黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備を重点的に実施する。
 - (4) 通報制度を活用した自動車の使用者等の指導
 - ① 運輸支局に迷惑黒煙相談窓口（黒煙110番）を設置し、通報を受けた自動車ユーザーに対し、ハガキを送付することにより自主点検等の指導をする。
 - ② 各都道府県トラック協会及び各都道府県バス協会は、協会に黒煙の排出量が多い旨の通報等のあった者に対して改善を指導する。
 - (5) 整備事業者による入庫車の点検
使用者の理解を得て黒煙濃度の測定、エア・クリーナ・エレメント等の点検・整備等を実施する。
 - (6) 運転者に対する指導
バス事業者及び貨物運送事業者は、運転者に対して急発進、急加速等を避けた無理のない運転方法について指導する。
 - (7) 会報等による広報
各実施機関は会報、機関誌等により会員等に「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の実施について周知する。
 - (8) DPF等の正しい使用方法のチラシの配布
国土交通省は、キャンペーン期間中、街頭検査等の機会をとらえ、「DPF など後処理装置付き車の正しい使用のお願い」のチラシを配布し、周知を図る。

国自整第15号の2
国自環第5号の2
平成26年4月22日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局長

「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて

不正改造車については、これまでも「不正改造車を排除する運動」を中心に、街頭検査等のあらゆる機会をとらえ、その排除に努めてきたところです。

しかしながら、我が国の交通事故の発生件数や自動車交通による大気汚染の現状を見ると、依然として改善が求められる状況であり、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっています。

また、最近では、自動車部品の取付けや取外しにより保安基準に適合しなくなっても、違法であるとの認識のないままに改造を行っている使用者も見受けられます。

このような状況に鑑み、国土交通省では、昨年 of 当該運動の結果を分析し、より効果的に見直しつつ、平成26年度においても、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、全国的に不正改造車の排除のため別添の実施要領に基づき諸活動をなお一層強力に取り組むこととしております。

つきましては、貴会におかれましても本趣旨をご理解の上、実施内容を定め積極的に不正改造車の排除に努めていただきますよう傘下会員に対し、適切なお指導をお願いします。

別添

「不正改造車を排除する運動」実施要領

平成26年4月
国土交通省自動車局

第1 目 的

我が国の自動車保有台数は、平成25年12月末現在で8,041万台を超えており、自動車は国民生活にとって欠かすことのできない移動・輸送手段となっている。一方、昨年の交通事故による死者数は4,373人と13年連続して減少しており、負傷者数も77万人と9年連続で減少しているが、警察庁の目標は平成27年までに死傷者数70万人以下であり、依然として厳しい状況が続いている。

このような状況の中、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車については、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められている。

また、最近では、部品の取付けや取外しによって保安基準に適合しなくなっても、違法であるとの認識のないままに改造を行っている使用者も見受けられる。

このため、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開することにより、不正改造についての認知度を高め、車両の安全確保・環境保全を図ることにより、国民の安全・安心の確保を確実に実現する。

第2 実施機関

国土交通省及び自動車関係32団体で構成する「不正改造防止推進協議会」（以下「協議会」という。）が中心となって、内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省及び環境省の後援並びに自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会の協力のもとに本運動を実施する。

第3 実施期間

「不正改造車を排除する運動」は、年間を通じた運動とするが、平成26年6月1日（日）から6月30日（月）までの1ヶ月間を「不正改造車排除強化月間」（以下「強化月間」という。）とし、特に重点をおいて運動を実施する。

第4 実施事項

1. 重点排除項目

次に掲げる不正改造等の事例の排除に重点をおいて「不正改造車を排除する運動」を実施するものとする。

また、自動車使用者へのアンケート結果等を踏まえ、不正改造に対する認知度が低く、使用者が違法であると認識せず不正改造を行っているおそれのある(1)、(2)、(3)、(4)及び(7)については、年間を通じ、広報等において特に重点的に啓発に努めるものとする。一方、(5)については不正改造に対する認知度は高いが、社会的な排除の要請が大きいことから、これまで、強化月間に行う街頭検査等において重点的に排除に努めてきているところであるが、整備命令の発令件数が減少していない街頭検査の結果を踏まえ、今年度は、これまでの取組み以上に、年間を通じた街頭検査や広報等において積極的な排除を呼びかけていく。

- (1) 視認性、被視認性の低下を招く窓ガラスへの着色フィルム等の貼付
- (2) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (3) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け
- (4) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (5) 騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し及び基準不適合マフラーの装着
- (6) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台さし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (7) 基準外のウイング（エア・スポイラ）の取付け
- (8) 不正な二次架装
- (9) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等
- (10) ディーゼル黒煙を悪化させる燃料噴射ポンプの封印の取外し

(11) 不正軽油燃料の使用

2. 重点実施事項

(1) 自動車使用者への啓発

年間を通じ、重点排除項目にあるような具体的な事例を紹介し、自動車使用者の不正改造等に関する認識の向上を図るとともに、積極的な排除を呼びかける。この際、1.(1)、(2)、(3)、(4)及び(7)について、特に重点的に認識の向上に努めるものとし、1.(5)については、特に積極的な排除を呼びかけていくこととする。加えて、自動車運転教習所においては関係者の緊密な連携の下、ポスターの掲示等により、10代、20代の教習生を中心に強力に啓発活動を展開する。

また強化月間においては、マスメディア等をあわせて活用しつつ、自動車使用者（特に10代、20代）に対し重点的かつ直接的に啓発活動を行う。

(2) 街頭検査の実施

警察等関係機関の協力を得ながら街頭検査を実施する。その際には、原動機付自転車も対象とし、不正改造をしていた場合には警告書を交付するとともに改修結果の報告を求める。

また強化月間においては、1.(5)の排除に特に重点を置いた街頭検査を実施するものとする。

(3) 構内検査の実施

申請や変更登録等のために運輸支局（兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）及び自動車検査登録事務所（沖縄総合事務局運輸事務所を含む。以下同じ。）へ来所した車両について、特に強化月間に重点をおいて検査を行い、不正改造をしていた場合には整備命令書の交付等を行う。

(4) 迷惑改造車相談窓口（不正改造車110番）の設置・情報収集の充実

年間を通じ、各地方運輸局、沖縄総合事務局及び運輸支局に迷惑改造車相談窓口（以下「不正改造車110番」という。）を設置し、ウェブ上からも関係サイトからリンクを貼る等により、不正改造車に関する相談に応じるとともに不正改造車に関する情報を収集する。またポスター等の広報資料において、警告ハガキを送付し、不正改造車を排除していくために必要な情報をわかりやすく掲載し、積極的な情報提供を呼びかけるとともに不正改造車の追跡率向上に努める。さらに、強化月間においては、不正改造車110番の認知度向上のための広報活動をする。

(5) 不正改造車の自動車使用者に対し警告ハガキを送付

年間を通じ、不正改造車110番に寄せられた相談・情報（以下「情報等」という。）を基に不正改造車（疑わしい車両を含む。）の使用者に対して警告ハガキを送付し、不正改造部分の改修を促すとともに、改修結果等の報告を求める。

(6) アンケート調査の実施

強化月間に実施するイベント等の機会をとらえ、自動車使用者等に対し、不正改造等の認識に関するアンケート調査を実施する。

(7) 不正改造等に対する報告徴収及び立入検査

年間を通じ、不正改造等を行った者に対する報告徴収及び立入検査権限の規定を有効に活用し、不正な二次架装の抑止・早期発見及び架装メーカー、販売会社、自動車使用者に対する指導等を行う。

また、街頭検査における情報、不正改造車110番に寄せられた情報等、警告ハガキの報告内容等を活用することにより、必要に応じて不正改造施工者に対する報告徴収及び立入検査を行う。

(8) 整備事業者等による適正な整備・改造の推進

整備事業者等においては、自動車使用者等に対し、不正改造事例の紹介及び自動車部品・用品等の適切な取付方法等の周知を図るとともに、不正改造となるような整備・改造の依頼を受けないようにする等により、適正な整備・改造の推進を図る。

加えて、自動車整備士養成施設においては関係者の緊密な連携の下、ポスターの掲示や運輸支局の出前講座等により、10代、20代の生徒を中心に強力に啓発活動を展開する。

第5 実施運営

1. 自動車局は、本実施要領に基づき、各地方運輸局及び沖縄総合事務局に対して本運動の実施等について指示するほか、協議会構成団体に対して本運動の目的、実施事項等を通知する。
2. 各地方運輸局及び沖縄総合事務局は、各地方の実情を勘案して実施細目を定め、協議会構成団体の地方組織及び関係者に対して本運動の実施事項等について通知するとともに、本運動を積極的に推進する。

なお、運動における重点実施事項（第4）のうち1. (10)及び(11)に係る取組みについては、「ディーゼルクリーン・キャンペーン」と連携しつつ展開を図るものとする。



OFF
きれいな空気を大切に…
アイドリングストップ宣言
(一社)兵庫県トラック協会

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

大型自動車のホイール・ボルト折損による 車輪の脱落事故防止の再徹底について

標記については、平成20年4月14日付け国自整第8号「大型自動車のホイール・ボルト折損による車輪の脱落事故防止について」により、大型自動車（車両総重量8トン以上の貨物自動車又は乗車定員30人以上の乗合自動車）の車輪脱落事故の再発防止対策事項の周知徹底を、貴傘下会員に対し要請していたところである。

この結果、平成23年度までは減少傾向にあったが、平成24年度から増加に転じたため、その後の状況を注視していたところ、昨年末より大型自動車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故が連続して発生し、平成25年度は前年度比4件増の19件が発生する厳しい状況となった。

とりわけ、本年においては既に8件の車輪脱落事故が発生しており、特に、2月の兵庫県内の中国自動車道で発生した後続車に大型トラックの脱落した車輪が衝突し、12台が被害を受けた事故と、3月の広島県内の国道2号線で発生した大型トラックの脱落車輪が対向車線を走行していた車両に直撃する事故の2件の人身事故は重大な事故として重く受け止め、改めて同種事故の再発防止の徹底を期する必要がある。

については、車輪の脱落事故の再発を防止するため、貴傘下会員に対し、大型自動車の点検・整備の確実な実施、適切な保守管理が図られるよう、再度下記事項の周知徹底をお願いします。

記

1. タイヤ交換時等におけるホイール・ボルトの適切な締め付け、ホイール・ボルトの誤組防止（スチール用、アルミ用の表示確認）、ホイール・ベアリングのがたの有無の点検や分解整備した場合における適切な取り付けの励行等により、車輪脱落事故の防止に努めること。
2. 自動車の定期点検整備等を実施する際には、当該自動車メーカーから提供される車輪脱落事故防止に係る点検・整備上の留意事項を確認の上、メーカーが推奨する点検・整備を確実に実施すること。
3. 車輪の脱落等により運行できなくなった場合、自動車事故報告規則に基づく報告を徹底すること。

参考リンク先 http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000091.html

国道車第5号
平成26年5月9日

公益社団法人
全日本トラック協会 会長 殿

国土交通省道路局長

道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化について (協力要請)

平素は、道路行政に対するご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省では道路の老朽化対策は喫緊の課題であると認識しているところ、平成24年6月12日に社会資本整備審議会道路分科会より建議「道が変わる、道を変える」(平成24年6月中間とりまとめ)を受け、平成25年6月5日に大型車両の通行の適正化を含む道路構造物の予防保全・老朽化対策等に係る道路法等が改正されました。

さらに、平成26年4月14日の社会資本整備審議会道路分科会提言において「重量制限を超過する大型車両を通行させる者に対する取締り・指導の一層強化を図るとともに、大型車両が適正に通行しやすい環境整備」が求められているところです。

これらのことから、効率的かつ迅速な物流の実現による経済活力の向上等を図るため、車両の大型化に対応した許可基準の見直し及び適正利用者に対する許可を簡素化する一方で、悪質な違反者に対しては厳罰を課すなどの大型車両の通行適正化の方針を定め、各地方整備局等へ指示したところです。

貴団体におかれましては、本方針に関して傘下会員に対し周知方お願いするとともに、引き続き法令遵守の徹底が図られるよう協力を要請いたします。

詳細はこちらでご覧下さい。

http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000420.html

異常気象時における道路の事前通行止区間の周知について（依頼）

近畿地方整備局
兵庫国道事務所長

平素は、当所の道路事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

当所では、通行者を土砂崩落、落石などの災害から守るために、降雨量が一定に達した場合、道路の通行を規制する区間を下記のとおり定めていますので、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

記

路線名	規制区間	延長	規制雨量	管理出張所
一般国道 28号	淡路市塩尾 ～洲本市安乎町平安浦	1.8km	連続降雨量 160mm	洲本維持出張所 (0799) 22-1680
	洲本市中川原町厚浜 ～洲本市炬口	2.9km	連続降雨量 160mm	
一般国道 176号	西宮市塩瀬町名塩 ～西宮市塩瀬町生瀬	2.4km	連続降雨量 160mm	西宮維持出張所 (0798) 35-6470

大雨時通行止区間のご案内

兵庫国道事務所では、豪雨などの異常気象時に通行車両等を災害から守るため、降雨量が一定に達した時に道路の通行を規制する区間と基準となる雨量（規制雨量といいます）を定めています。

土砂崩落、落石などは一般的には雨量との関連が高いことから、豪雨等により規制雨量に達した場合には被災を未然に防ぐため規制区間において通行止めを行います。

このような通行規制の場面に出会われたときには、ご理解・ご協力をお願い致します。



規制区間	延長	規制雨量	管理出張所
①淡路市塩尾 ～洲本市安乎町平安浦	1.8km	連続降雨量 160mm	洲本維持出張所
②洲本市中川原町厚浜 ～洲本市炬口	2.9km	連続降雨量 160mm	(0799) 22-1680



規制区間	延長	規制雨量	管理出張所
①西宮市塩瀬町名塩 ～西宮市塩瀬町生瀬	2.4km	連続降雨量 160mm	西宮維持出張所 (0798) 35-6470

最新の道路情報が
あなたの安全を
サポートします。

日本道路交通情報センター等では電話による問い合わせにお答えしています。
走行中は道路情報板、道路情報ラジオ（1620kHz）などの情報に注意しましょう。

日本道路交通情報センター（兵庫情報） 神戸：050-3369-6628
日本道路交通情報センター（関西情報） 大阪：050-3369-6627
兵庫国道道路情報案内 神戸：078-334-1618

降雨情報については、インターネットで最新情報を配信しています。

兵庫国道事務所のホームページ <http://www.kkr.milt.go.jp/hyogo/>
国土交通省防災情報提供センター <http://www.milt.go.jp/saigai/bosaijoho/>



問い合わせ先
国土交通省
近畿地方整備局
兵庫国道事務所
〒650-0042

神戸市中央区波止場町3-11
TEL (078) 334-1600 (代)
FAX (078) 334-1611

平成26年度「環境の日」及び「環境月間」行事实施要領

環 境 省

1 背景

環境の日、環境月間の由来は、昭和47年6月5日から開催された国連人間環境会議まで遡ります。

国連は国連人間環境会議での我が国の提案を受けて、毎年6月5日を「世界環境デー」と決めました。世界各国では、この日に環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするため各種行事を行っています。

また、平成5年11月に制定された「環境基本法」においては、6月5日を「環境の日」と定め、国、地方公共団体等において各種の催し等を実施することとされています。

これらを踏まえ、我が国では、昭和48年度から平成2年度までは6月5日を初日とする一週間を「環境週間」とし、平成3年度からは6月の一か月間を「環境月間」として設定しています。

2 平成26年度の「環境月間」について

今年度の環境月間の行事实施にあたっては、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書第1作業部会報告書は、地球温暖化の進行はもはや疑う余地がないとしています。また、昨今、我が国でも記録的な猛暑、大雨、竜巻などの異常気象による自然災害が頻発しています。世界全体で地球温暖化対策を一層強化するため、COP21に向けた国際的な取組が本格化し、本年9月には首脳レベルによる気候サミットが開催されます。3月に我が国で初めて開かれるIPCC総会を契機として、低炭素社会の構築に向けた気運を高めていくことが必要です。

今年は「国連持続可能な開発のための教育の10年」の最終年でもあります。持続可能な社会の創造に向け、環境問題に関する理解・意識の段階から、実際の行動へと導くきっかけとなる場を提供します。

また、自然共生社会、循環型社会の達成に向けた取組も重要です。特に、生態系や農林業に深刻な被害を及ぼす野生鳥獣の適正な管理、飼養動物の愛護に関する国民の理解と協力を得ていくとともに、昨年の上陸復興国立公園に続き、本年3月の慶良間諸島国立公園の新規指定、本年3月及び12月に指定80年を迎える我が国初の8つの国立公園を踏まえ、世界を惹きつける国立公園の発信に取り組むことも大切です。

さらに、東日本大震災から3年余が経過する中、被災地の復旧・復興を支援する機会を引き続き提供するとともに、放射性物質による健康影響に関する風評被害を払拭し、復興への取組を加速させていくことが必要になります。

(1) 月間行事实施にあたって留意すべき施策

① 温暖化防止と経済成長に関する取組

温室効果ガスの削減を図り、経済にもよい影響を与えるような低炭素社会を創出するこ

とは我が国が立ち向かうべき大きな課題です。事業活動自体を環境負荷の少ないものに変え、また優れた環境技術を積極的に取り入れるためにファンド等の経済メカニズムを導入するなど環境と経済の課題解決を同時達成する取組を加速させ、地域主導での低炭素な地域づくりを進め地域の活性化につなげるとともに、我が国の優れた技術や制度を活用し、世界の環境問題に貢献を目指します。

② 循環型社会・自然共生社会への取組等

廃棄物の循環利用や適正な処理を進める循環型社会の構築や、大気・水環境の保全や化学物質対策を通じ、環境面からの暮らしの安心を図ります。また、国立公園の魅力向上、人と生きものとの共生により自然共生社会の実現を進め、地域の活性化にもつなげていきます。

加えて、「国連持続可能な開発のための教育の10年」の最終年でもあり、環境教育の取組を引き続き実施し、環境分野と福祉や開発など他分野との連携、学校教育や社会教育、地域づくりを通じた人づくりを推進していきます。

③ 東日本大震災からの復旧復興

被災地の復興に向けては除染活動を加速化し、三陸復興国立公園を核とするグリーン復興等の取組を通じて観光業の振興など地域の活性化への貢献を目指します。

(2) 月間行事における訴求ポイント

環境省では、「低炭素社会」「自然共生社会」「循環型社会」「東日本大震災からの復旧復興」の構築に向けた統合的な取組を推進しています。

そこで、平成26年度の「環境の日」を中心とする「環境月間」においては、以下に重点を置き、環境保全活動の普及、啓発に関する各種行事等を実施し、国民一人ひとりが自らの生活・行動を具体的に見直していくきっかけ作りを目指します。

・行動することを重視する

国民や企業など、各主体の環境保全のための具体的な行動を起こしてもらうことに重点を置く。

・環境政策・取組への理解と参加を進める

環境に係る諸課題に対応し、各主体の活動を促進するよう取り組んでいる国内外の政策について、その必要性や効果を理解してもらい、政策実施への理解と参加を得る。

・科学的な知見を身近なレベルで理解してもらう

IPCCでの科学的議論を始め、環境問題の科学的・社会的知識を、身近なレベルで理解してもらい、より具体的かつ効果的な行動の促進、行動の継続につなげていく。

・課題間のつながりを大切にする

各主体の行動全体を、環境そのものをよりよいもの、ひいては持続可能な社会作りにつなげていくものとなることをめざす。

3 実施方針

(1) 実施期間

- ① 環境の日：6月5日
- ② 環境月間：6月1日から30日までの一か月間

(2) 行事等

「環境の日」及び「環境月間」の趣旨に沿った行事の例としては、次のようなものが考えられます。また、実施される各種事業について広く周知を図り、国民多数の参加を得るよう努めます。

- ・意識の啓発：講演会、シンポジウム、セミナー、映画会、節電等環境保全活動コンテスト等のつどい
- ・知識の普及：環境展、環境保全型商品の展示、低公害車フェア、施設の公開、工場等の見学、カーボン・オフセット等環境保全施策の説明会
- ・実践活動：節電効果の高い機器等の導入及び買換、空調・冷蔵冷凍・照明等における節電、ライトダウン、エコ通勤等自動車から環境負荷の小さい交通への転換、エコドライブ実践、環境家計簿、エネルギー消費量・温室効果ガス排出量の「見える化」、スーパークールビズ（冷房温度の適正化及び服装の工夫）等地球温暖化の防止に手応えを得られる活動、省エネ機器の買い換えなどのエコ商品選択の推進、循環型社会形成の推進に資するレジ袋削減、小型家電の回収への協力等をはじめとしたリデュース・リユース・リサイクル活動、不法投棄監視活動、一斉清掃活動（海岸を含む）、植樹等の地域美化運動、自然観察会等自然に親しむ野外活動、飼養動物の愛護と適正管理の普及啓発活動
- ・顕彰：環境保全に尽力した方、環境保全作品等の表彰



OFF つづけていこうよ、明日のために…
エコドライブ推進中!
(一社)兵庫県トラック協会

事務連絡
平成26年5月15日

各都道府県トラック協会
専務理事 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
常務理事 齋藤直也

「健康起因事故防止マニュアル」の発行について

平素は種々ご高配賜り厚く御礼申し上げます。

さて、事業用トラックによる交通事故が全体に減少傾向にあるのに対し、脳・心臓疾患や体調不良など、ドライバーの健康に起因する事故は、むしろ増加する傾向にあります。

このような状況を踏まえ、トラック運送事業者や運行管理者等が、トラックドライバーをはじめとする従業者に対して、より適切な健康管理指導が実施できるよう、トラック運送事業に特化した標記マニュアル（冊子）を制作いたしました。

また、本マニュアルは電子ファイル（※PDF）にて配布することとし、当協会ホームページ（会員専用）にて入手が可能となっております。

つきましては、傘下会員事業者への周知等をはじめ、この活用についてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※1. 印刷物としての配布は予定しておりません。

※2. ホームページURL：http://www.jta.or.jp/sub_index/rodo.html

広報とらっく（全ト協発行）一面からパスワードを入手しログインしてください。

◆問い合わせ先

全日本トラック協会交通・環境部

TEL03-5323-7243（ダイヤルイン）

齋藤（晃）、吉田、松本

自動車事故対策機構からのお知らせ

適性診断貸出機器の利用案内について

自動車事故対策機構 兵庫支所

平素は、当機構の業務に対しまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、当機構では適性診断業務において貸出機器による適性診断を実施しております。

また、平成26年度安全性評価事業（Gマーク）の申請受付が、平成26年7月1日から始まりますので、貴社の安全への取り組みの一環として、是非この機会に貸出機器のご利用をご検討いただきますようお願い申し上げます。

申請受付時期が近づいて参りますと、貸出機器利用の申し込みが増えますので、お早めにご予約いただきますようお願いいたします。

○貸出機器

●インターネットを利用した『i-NATS』による適性診断（一般診断のみ）の実施。自社で、空き時間を活用して適性診断を受診させたい事業者の方に最適です。

（24時間いつでも受診可能。）

●トラック協会会員事業者の方は、適性診断手数料については車両数と同数まで助成があります。（但し、『機器レンタル料』として、1日当たり別途1,000円が事業者負担となります。）

なお、お問い合わせ等ございましたら、当機構兵庫支所（078-331-6890：適性診断担当）までご連絡ください。



※写真はイメージです。実際の物品とは異なる場合がございます。

自社で準備する物

- ① インターネット環境
（有線回線）
- ② プリンター
- ③ 用紙（A4）等

事務局からのお知らせ

〈優秀運転者顕章候補者の推薦について〉

全日本トラック協会では、標記顕章を例年のとおり実施いたしますので、下記顕章規程により候補者をご推薦下さいますようお願い申し上げます。

記

◎目的

人命を尊重し安全運転を心がける優秀な運転者に対し、無事故の誇りを持たせ他の模範とするとともに、交通道德の高揚と安全意識向上を図り、社会的に寄与することを目的とする。

◎選考基準

1. 現在運転者にあつて、その期間を通算して次の各号に定める期間（平成26年5月末日から遡及し記入）、無事故であり、かつ無違反であった者とする。

- ① 金十字章 … 平成26年5月末日から逆のぼり、**満20年以上**
（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として**15年以上**とする）
（無事故・無違反開始年月日 平成6年6月1日以前）
- ② 銀十字章 … 平成26年5月末日から逆のぼり、**満10年以上**
（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として**7年以上**とする）
（無事故・無違反開始年月日 平成6年6月2日～平成16年6月1日まで）
- ③ 銅十字章 … 平成26年5月末日から逆のぼり、**満5年以上**
（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として**4年以上**とする）
（無事故・無違反開始年月日 平成16年6月2日～平成21年6月1日まで）

－はじめて候補者を推薦される方に－

○候補者1名に対し、年1回・章1種類の推薦となります。

- ・選考基準①の対象者は、金、銀、銅のいずれか1つを受けることができます。
- ・選考基準②の対象者は、銀、銅のどちらか1つを受けることができます。
- ・選考基準③の対象者は、銅のみ受けることができます。

○過去に受章された方は、再び同種の章を受けることはできません。

また、以降2種類以上の章を受ける予定の方は、銅→銀→金の順で受けなければなりません。

- ・過去に金を受章された方は、以降、金、銀、銅とも受けることができません。
- ・過去に銀を受章された方は、以降、銀、銅とも受けることができません。（金のみ受けられます。）
- ・過去に銅を受章された方は、以降、銅を受けることができません。（銀、金とも受けられます。）

2. 上記の無事故、無違反であった者とは次の各号に定める者以外の者とする。ただし、自己の責に帰すべき理由によらない事故は無事故とする。

- (1) 人身に係る事故を起こした者
 - (2) 物損事故で損害額1万円を超える事故を起こした者
 - (3) 事故または違反により罰金以上の刑に処せられた者
- ※自動車安全運転センターの証明は必要ありません

◎推薦方法

候補者を推薦される方は、下記あてご連絡ください。

推薦要領及び推薦書をFAXにてお渡し致します。

◎提出先

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27

(一社)兵庫県トラック協会 総務部

TEL 078-882-5556 FAX 078-882-5565

◎推薦書提出期限

平成26年7月31日(木)

〈お知らせ〉

トラック運転者等の「睡眠時無呼吸症候群」スクリーニング検査 助成制度の指定検査・医療機関が追加されました。

医療法人社団汐咲会 井野病院

〒671-0102

姫路市大塩町汐咲1-27

TEL. 079-254-5553/FAX. 079-254-0777

＊

＊

理事会だより

平成26年度第1回常任理事会・総務委員会合同会議

日 時 平成26年5月19日（月）

場 所 兵庫県トラック総合会館

出席者 常任理事 23名、 監事 3名

議 案

1. 平成26年度一般会計収支補正予算（案）及び運輸事業振興助成交付金事業会計収支補正予算（案）について
2. 平成25年度事業報告について
3. 平成25年度一般会計及び本部研修会館特別会計並びに西部研修会館特別会計に係る貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに収支計算書について
4. 平成25年度運輸事業振興助成交付金事業及び運輸事業振興助成交付金事業運営関連特別会計に係る貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに収支計算書について
5. 平成25年度地方貨物自動車運送適正化事業実施機関収支計算書について
6. 会員の入退会（案）について
7. 理事の選任「西播地区」（案）について
8. 参事の選任（案）について
9. 第56回通常総会の開催（案）について
10. 定款第28条第7項に基づく業務報告について

1号議案から10号議案は原案どおり承認されました。

委員会だより

第7回法人組織改革等検討委員会

日 時 平成26年4月1日（火）

場 所 兵庫県トラック総合会館

委員 17名が出席し、下記事項を協議しました。

協議事項

1. 青年部協議会、女性経営者部会（天狼会）について
2. 委員会について
3. その他

第8回法人組織改革等検討委員会

日 時 平成26年5月14日（水）

場 所 兵庫県トラック総合会館

委員 13名が出席し、下記事項を協議しました。

協議事項

1. 青年部協議会、女性経営者部会（天狼会）の位置付けについて
2. 委員会について
3. その他

平成26年度第1回交付金運営委員会

日 時 平成26年5月16日（金）

場 所 兵庫県トラック総合会館

原岡副会長、他委員15名が出席し、下記事項を協議しました。

協議事項

1. 平成26年度運輸事業振興助成交付金事業会計補正予算（案）について
2. 平成25年度運輸事業振興助成交付金事業報告について
3. 運輸事業振興助成交付金事業会計及び交付金事業運営関連の特別会計に係る貸借対照表について
4. 運輸事業振興助成交付金事業会計及び交付金事業運営関連の特別会計に係る正味財産増減計算書について
5. 運輸事業振興助成交付金事業会計及び交付金事業運営関連の特別会計に係る関係資料について
6. 監査報告について



問い合わせ先

陸運労災防止協会 兵庫県支部
(兵庫県トラック協会内)
電話 078-882-5556

労働安全衛生法に係る技能講習のご案内 〈兵庫労働局登録教習機関 [兵労基安登録第14号]〉

はい作業主任者技能講習会のお知らせ

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薫蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く）の集団をいいます。

高さが2メートル以上の「はい」作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

1. 講習日時・会場 注：当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1日目	平成26年7月16日(水) 9時～17時(座学講習)
	2日目	平成26年7月17日(木) 9時～17時(座学講習、修了試験)
講習会場	兵庫県トラック総合会館 3階会議室 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 ※受講者の為の駐車場はありません。	

2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
兵ト協会員	7,000円 (内消費税8% 518円)	無料 (陸災防兵庫県支部負担)	7,000円 (内消費税8% 518円)
非会員	7,000円 (内消費税8% 518円)	1,500円 (内消費税8% 111円)	8,500円 (内消費税8% 629円)

3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

※ 受講申込書に実務経験証明書が付随しています。証明者の職氏名(事業場の代表又は責任者の方)の記入及び、押印(丸印)が必要です。(角印は認められません。)

4. 申込要領

(1) 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で次の申込先に郵送して下さい。

予約受付 及び 申込書受付期間

平成26年6月3日(火)～平成26年7月8日(火) 必着

ただし、期間にかかわらず定員に達し次第締め切ります。

(定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。)

- ① 受講申込書 (A4サイズにコピーまたは、切り取ってご使用して下さい)
- ② 証明写真2枚 (サイズ縦3.6～4cm、横2.4～3cm)

※ 合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラスチックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー等画像の不鮮明なものは使用できません。

証明写真2枚の内うち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

※ 写真の裏に氏名を記入して下さい。

③ 本籍地を証明できる書類

※ 住民票の写し等

④ 受講料

納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。

受講票は、申込後約1週間程度で所属事業場宛てに郵送いたします。

(申込先)

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～17時 (12時～13時は除く)。

5. 持参品

受講票・筆記具 (えんぴつ・消しゴム・ボールペン)

6. 修了証

法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には、後日、修了証を郵送いたします。
2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

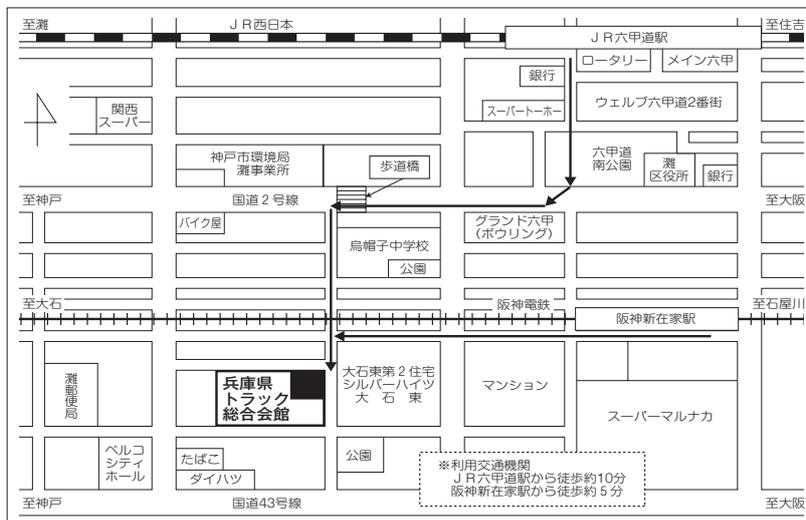
7. 留意事項

修了試験において不合格となった場合、追試験を1回のみ受験することができます。
追試験を希望される場合は、受験料2,160円(税込)が必要となりますのでご留意下さい。

はい作業主任者技能講習会場 兵庫県トラック総合会館

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

TEL (078) 882-5556



はい作業主任者技能講習会

受講申込書

修了証台帳

写真貼付し
て下さい。
縦3.5cm
横2.5cm

ふりがな		性別		※
氏名		男 ・ 女	修了証 番号	
生年月日	年 月 日生	交付年月日		※
現住所 <small>(修了証に載ります)</small>	〒 電話 (携帯電話)		本籍	都 道 府 県
勤務先	所在地	〒 電話 FAX		
	名称			

証 明 書

受講者氏名 _____ ㊟

上記の者は、はい付け又ははいくずしの作業に _____ 年 月から _____ 年 月まで
3年以上従事した経験を有する者であることを証明します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

事業者名 _____

事業者 _____ ㊟

書替・再交付年月日 ※ _____ 年 _____ 月 _____ 日

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

**陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部
平成26年度 技能講習等 実施計画表（予定）**

兵庫労働局長登録教習機関

◆ はい作業主任者技能講習（各回 2日間）

講師氏名（学科）上野勝司、吉永良一、村上光三

実施日時			講習科目（時間）	種類	実施場所
第1回	H26 7月	16日(水)	9:00～17:00	学科	兵庫県 トラック 総合会館 (神戸市)
		17日(木)	9:00～17:00		
第2回	11月	12日(水)	9:00～17:00	学科	兵庫県 トラック 総合会館 (神戸市)
		13日(木)	9:00～17:00		
第3回	H27 2月	18日(水)	9:00～17:00	学科	兵庫県 トラック 総合会館 (神戸市)
		19日(木)	9:00～17:00		

日程、開催地、定員等のほか、法で定められている講習科目の時間を満たした上で開始及び終了時間を繰り上げ又は繰り下げ等、変更する場合があります。

（登録有効期間満了日：平成31年3月30日）



燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（平成26年4月末現在）

（単位：円／リットル）

元売名	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
新 日 本		113.30	116.50	123.70	140.00
出 光		115.47	121.25	120.67	
コ ス モ		116.37	117.85	120.30	125.00
昭和シェル		115.45		116.70	
モ ー ビ ル		112.86		120.00	
エ ッ ソ		116.25	117.00		132.00
そ の 他		117.04	116.39	121.30	123.78
総 計		116.02	117.76	121.49	127.29
26 / 3	全国平均	113.23	調査なし	119.38	121.00
	近畿平均	112.35		118.50	127.81

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円／リットル）

集計月	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
平成25年5月		109.47	113.19	118.24	118.68
平成25年6月		107.21	109.08	117.56	116.20
平成25年7月		106.44	109.32	116.33	115.33
平成25年8月		109.60	111.37	116.28	119.35
平成25年9月		110.23	111.92	120.35	120.35
平成25年10月		110.68	113.35	120.28	120.08
平成25年11月		112.72	114.92	121.67	122.31
平成25年12月		113.73	116.01	122.19	123.73
平成26年1月		116.77	117.27	124.00	124.45
平成26年2月		115.86	118.44	124.02	125.18
平成26年3月		112.60	116.02	122.00	123.83
平成26年4月		113.44	115.99	121.79	122.42
平成26年5月		116.02	117.76	121.49	127.29
年 間 平 均		111.91	114.20	120.48	121.48

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”

会 員 だ よ り

入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
26.4.28	西宮	一般利用	(株)スギケン	杉本 孝行	〒665-0887 宝塚市山手台東5-6-14 TEL 0797-75-9223 FAX 0797-75-9223
4.30	東神戸	一般	新熊本産業(株)	佐藤 竜二	〒658-0031 神戸市東灘区向洋町東3-20 阪九フェリー六甲ビル1-201 TEL 078-855-2538 FAX 078-855-2539
5.1	丹有	一般	大阪西部運輸(株)	田口 国昭	〒669-1546 三田市弥生が丘4-33-1 TEL 079-565-5055 FAX 079-565-5048
5.9	丹有	一般利用	ジェイエスカーゴ(株)	十倉 貫	〒669-3309 丹波市柏原町柏原2155-1 TEL 0795-72-1051 FAX 0795-72-1828
5.16	淡路	一般	(株)松井総業	松井 孝明	〒656-2132 淡路市志筑新島1-8 TEL 0799-62-1600 FAX 0799-62-1604

変更届

届出年月日	会員名簿ページ数	変更事項	旧	新
	9	分割 (住所・代表者)	(株)スミリック 東京都中央区新川1-23-4 真鍋 芳人	日物陸運関西(株) 〒541-0041 大阪市中央区北浜4-7-28 星野 義明
26.4.21		名称・代表者	日物陸運関西(株) 星野 義明	(株)NSロジ関西 今井 健雄
4.21	8	代表者	(有)新大光商事 安岡 敬二	安岡 広善
4.21	145	代表者	大一運輸(株) 田口 豊	田口 善宏
4.21	164	住所	(株)典禮社 豊岡市高屋978-6	〒668-0011 豊岡市上陰147-4
4.24	52	名称	西武運輸(株)	セイノースーパーエクスプレス(株)
4.25	150	代表者 (2名)	播磨エナジック(株) 井上好平・横山 貴士	坪田 樹・横山 貴士
4.25	149	住所	西兵庫トランスポート(株) 宍粟市山崎町中井89	〒671-2554 宍粟市山崎町御名336
5.13	150	代表者 (2名)	播磨西エナジック(株) 井上好平・齊藤 隆	坪田 樹・大西 則彰

兵ト協ニュース表紙写真募集について

■応募資格

兵庫県トラック協会会員事業者及びその従業員の家族。

■募集内容

●兵庫県内の風景（季節感の溢れたもの）、建築物、動植物等の写真（いずれも写真の中に特定できる人物が写っていない）。

■応募方法

- 会社名・氏名（ふりがな）・会社電話番号を明記した電子データ（CD-Rなど）で提供してください。
- 撮影場所がわかるようにしてください。例：竹田城跡（朝来市）

■その他

- 応募作品は未発表のものに限ります。
- 採用する場合は表紙に撮影者の氏名と会社名を記載します。
- 採用した方には粗品をさしあげます（クオカード）。

なお、応募作品は返却いたしません。

※ご応募いただいた作品の著作権ならびに所有権は（一社）兵庫県トラック協会に帰属し、返却はいたしません。

採用者に事前に通知しませんが、粗品の発送をもってかえさせていただきます。

ご応募いただいた個人情報につきましては、採用通知、粗品送付の目的にのみ使用いたします。

■採用者

（一社）兵庫県トラック協会

■応募宛先

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

一般社団法人兵庫県トラック協会 総務部 行

E-mail:hta@hyotokyo.or.jp

————— * ————— * —————

兵ト協ホームページの会員専用ページパスワード

6 / 16 ~ 7 / 15 2612

協会日誌

月日	行事名	場 所	月日	行事名	場 所
5・9	運行管理者試験事前講習	兵ト協	5・23	兵ト協 兵庫支部 総会	東天閣
	兵ト協 西神戸支部 総会	ホテルオークラ 神戸 34F	25	兵ト協 西宮支部 総会	
10	兵ト協 明石支部 総会	明石支部 2F	26	2014年制度・政策要求申し入れに伴う回答交渉日	大ト協
	兵ト協 丹有支部 総会	篠山市立「四季の産生学習 習センター」東館大会議場	27	兵ト協 東部支部 総会	伊丹シテイール ホテル
	兵ト協 但馬支部 総会	朝野屋	28	兵ト協 理事会	兵ト協
12	トラックの日行事検討プロジェクト	兵ト協	29	兵ト協 西播支部 総会	西部研 修会館2階
13	安全性評価事業説明会	兵ト協		第37回 引越部会総会	全ト協
	自動車関係団体連絡会	自動車会館		— 6月の予定 —	
14	法人組織改革等検討委員会	兵ト協	6・3	スマートエコロジ協議会・幹事会	大ト協
	安全性評価事業説明会	西部研 修センター		近ト協 幹事会	大ト協
15	引越優良認定制説明会	兵ト協		西宮地区低公害車普及等推進協議会 総会	西宮市 職員会館
	全ト協 総務委員会	全ト協		兵庫県不正軽油対策協議会	兵庫民 会館
16	引越部会 分科委員会	全ト協	4	全ト協 理事会	全ト協
	交付金運営委員会	兵ト協	5	地球と共生・環境の集い2014	兵庫民 会館大議室
	兵青協 HOT21 総会	「東天閣」 神戸市中央区	7	兵ト協 淡路支部 総会	ウエス ティン ホテル 淡路
18	臨時運行管理者試験	TBP大阪東田ビジネス センター(大阪市福島区)	12	交通共済 事故惹起者講習会	兵ト協
19	常任理事会・総務委員会合同会議	兵ト協	16	兵ト協 通常総会	兵ト協
20	全国道路利用者会議 第66回定時総会	砂防会館別館 [シェンパッカーボ]	18	三木会	兵ト協
	運輸安全マネジメント研修会	兵ト協	19	全ト協 通常総会	第一ホ テル 京
21	新規事業者指導講習会	運輸局	23	書面化推進説明会	兵ト協
22	兵庫県環境審議会大気環境部会	兵庫民 会館303 議室	24	書面化推進説明会	西部研 修 センター
	運輸安全マネジメント研修会	西部研 修 センター	26	ひょうごエコタウン推進会議総会	ラッパ ホール 2F
	ひょうごエコタウン推進会議 理事会	ひょうご 環境 創造協 会2F	30	近ト協 理事会	ANAク ラウン プラザ ホテル 神戸
	神戸市危険物安全協会理事会	ホテル北 野 プラザ 六甲 荘		近ト協 総会	ANAク ラウン プラザ ホテル 神戸
	兵ト協 東神戸支部 総会	ホ テ ル モ ン テ レ 神 戸		— 7月の予定 —	
23	兵ト協 東播支部 総会	加古川 市 勤 労 会 館	7・1	安全性評価事業申請受付	兵ト協
	兵育協「第1回評議員会(総会)」	ホ テ ル 北 野 プラ ザ 六 甲 荘	17	全ト協 常任理事会	第一ホ テル 京
	尼連協 総会	都 ホ テ ル ニ ュー ア ル カ イ ツ ク 2F			

安全と安心をはこぶ Gマーク



インターネットを利用して
申請書類が作成できます。
申請案内など詳しくは
「Gマーク」で検索を。

Gマーク

検索



平成26年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業

「安全性優良事業所」
認定のための申請

7月開始!

申請受付期間

平成26年7月1日(火)～7月14日(月)
土・日を除く

申請書類の領布期間

① 地方適正化実施機関※による領布

平成26年5月1日(木)～6月30日(月)
土・日、祝日を除く

※申請書類は、事業所が所在する都道府県の地方貨物自動車運送適正化事業実施機関「都道府県トラック協会」で入手してください。

② インターネットによる入手(作成)※

平成26年4月16日(水)～7月13日(日)

※インターネットによる申請書類の入手(作成)後、事業所が所在する都道府県の地方貨物自動車運送適正化事業実施機関「都道府県トラック協会」で申請受付期間内に必ず申請受付手続きを行ってください。

国土交通大臣指定 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

●「安全性優良事業所認定制度」に関する詳しい内容については、ホームページをご覧ください。
<http://www.jta.or.jp>



公益社団法人
全日本トラック協会

〒163-1519
東京都新宿区西新宿1-6-1新宿エルタワー19階
TEL.03(5323)7245 FAX.03(5323)7230